

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：射水市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外	89.8%
全ての職員	72.7%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	88.4%
課長相当職	94.0%
課長補佐相当職	97.3%
係長相当職	100.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与格差 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.5%
31～35年	91.2%
26～30年	90.9%
21～25年	89.3%
16～20年	100.8%
11～15年	81.8%
6～10年	80.9%
1～5年	81.4%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当額に占める男性の割合は85.7%である。

管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当額に占める男性の割合は79.5%である。

勤続年数15年までは、他病院からの医師の人事異動者の影響が大きく、その影響を除いた場合の男性の給与に対する女性の給与の割合は、1～5年91.6%、6～10年89.4%、11～15年91.5%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

当該職員のうち、男性は7割、女性は9割が短時間勤務であるため、女性の給与水準が低い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会、消防本部）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。